

身体拘束最小化に関する当院の取り組み

当院では、患者さまの尊厳と権利を守るため、身体拘束を原則禁止とし、身体拘束最小化に取り組んでいます。

身体拘束は、患者さまに身体的・精神的苦痛を与えるだけでなく、筋力低下やせん妄、転倒リスクの増加など、心身へ様々な影響を及ぼす可能性があります。そのため、当院では、多職種による身体拘束最小化チームを中心に、身体拘束を行わないケアの検討や環境整備、見守り方法の工夫などを行い、安全と尊厳の両立に努めています。やむを得ず身体拘束を行う場合は、厚生労働省の指針に基づき、以下の「身体拘束の三要件」をすべて満たす場合に限りします。

1. 切迫性

患者さま本人または他の患者さま等の生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

2. 非代替性

身体拘束以外に安全を確保するための方法がない場合

3. 一時性

身体拘束が一時的なものである場合

身体拘束を実施する際には、医師・看護師をはじめとした多職種で必要性を十分に検討し、実施中も定期的な評価と解除に向けた検討を継続します。

また、ご本人・ご家族へ十分な説明を行い、理解を得られるよう努めています。

当院では今後も、研修やカンファレンスを通じて職員の意識向上を図りながら、患者さまが安心して療養できる環境づくりと、身体拘束最小化の推進に努めてまいります。

鷺見病院